

建設業許可申請等をされる皆様へ

令和2年4月1日の受付から、
許可等申請等に必要な書類の一部が変わります

【提出不要書類】

- ① 国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）
（新規・変更・追加・削除）
- ② ①の国家資格者等を証する書類の写し等
- ③ 営業所の地図
- ④ 営業所の写真（般・特新規、業種追加、更新申請の場合）
《新規（許可換えを含む）申請及び変更届においては必要です》



【①、②の変更に伴う経営事項審査 での取り扱いの変更】

- 技術職員名簿（様式第25号の11別紙2）
に記載する技術者の資格の確認

「前期に申請していない場合」や「前期の申請
内容から変更があった場合」に以下のいずれか
の書類の提出が必要です。

- 国家資格等を証する書類の写し
- 技術職員実務経験申立書（府様式第2号）
（10年間の実務経験及び実務経験要件の緩和に
該当する場合）

※ おって、建設業許可申請等の手引きの修正版を、大阪府
建築振興課のホームページに掲載いたします。

【提示不要書類】

- ⑤ 不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し
（ただし、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を
確認するため、自己所有又は賃貸借等の別の記載を求めることとします。
（様式改正予定））
- ⑥ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性確認
のための健康保険被保険者証カード（両面）の写し等
- ⑦ 令3条に規定する使用人の権限を確認する委任状等

■ お問い合わせ先

大阪府住宅まちづくり部建築振興課建設業許可グループ
（代表）06-6941-0351（内線3079）